

昭和二十四年十一月二十二日
答弁第三三三号

(質問の 三三三)

内閣衆甲第九六号

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員竹村奈良一君提出営林署勞務員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹村奈良一君提出営林署労務員に関する質問に対する答弁書

一 御質問の趣旨は、必ずしも明確でないが、営林署に勤務する現場労務者を公務員より除外する意思はない。

二 営林署に勤務する現場労務者には公務員としての給与を支拂うことになっている。
右答弁する。